

●香川県告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

丸亀市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成5年香川県告示第435号 中讃広域都市計画下水道事業 丸亀市流域関連公共下水道

3 事業施行期間

平成5年6月4日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成5年香川県告示第435号、平成11年香川県告示第208号、平成14年香川県告示第536号及び平成16年香川県告示第560号の事業地の全てを削除する。

(2) 使用の部分

丸亀市飯山町川原字下川原、字野津郷、字横田、字日ノ本、字新開、字前砂子及び字坊の全部並びに飯山町川原字鎌田、字前場、字北土居、字南土居、字北岸、字南岸及び字山際、東坂元字秋常、字久保、字三ノ池、字久米氏、字北谷、字明見、字河内、字奥谷及び字楠見、下法軍寺字島田、字岡、字名及び字西原並びに西坂元字国持の一部